

## 徳島県告示第五百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）キョーエイ北沖洲店

徳島市北沖洲一丁目六一―一ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となった届出に係る告示

令和四年徳島県告示第四百四十六号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件）

三 法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

必要台数を確保し、周辺交通の妨げにならないよう対策を講ずること。

適切な出入口を配置するとともに、必要に応じて交通整理員による交通整理を行うこと。

駐車場の用に供する部分については、駐車場法等の基準によること。

関係者と協議の上、徳島市との市道に係る契約関係を履行すること。

市道を破損し、又は汚損した場合は、その都度修理し直ちに原形復旧すること。

2 歩行者の通行の利便の確保等

全ての人が安全かつ快適に利用できる施設となるよう配慮すること。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

一般廃棄物については可燃ごみ及び資源ごみに分別し、減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めること。

古紙類については、リサイクルのため古紙問屋に搬入すること。

一般廃棄物の発生抑制及び再利用並びに適正な処理については、徳島市の施策に協力すること。

4 防災・防犯対策への協力

大規模地震発生時における津波避難場所の提供等、地域防災力の向上について協力願いたい。

5 騒音の発生に係る事項

施設運営時における騒音の低減に努めること。

周辺住民と騒音問題が生じた場合は誠実に対応すること。

6 廃棄物に係る事項等

産業廃棄物と一般廃棄物とを適正に分別すること。

分別した廃棄物については、関係法令に基づき適正に処理すること。

7 街並みづくり等への配慮等

周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態、色彩等は避けること。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課
- 2 縦覧の期間 令和四年八月二十三日から同年九月二十三日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで